

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

佐倉市長

## 公表日

令和6年2月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事務
②事務の概要	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。 (令和4年度実施分)</p> <p>【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 国の施策である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象とされていない世帯の内、支給対象世帯と同様にコロナ禍における原油価格や物価高騰に伴う生活困窮に直面している「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、市独自の応援金として1世帯当たり10万円を給付する。 (令和4年度実施分)</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(価格高騰緊急支援給付金)として、1世帯あたり5万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【物価高騰対策臨時給付金を支給する事務】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の中においても、とりわけ物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する。</p> <p>【物価高騰対策臨時給付金(追加分・住民税非課税世帯分)を支給する事務】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰克服に向け、引き続き低所得世帯への臨時的な支援策として、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給する。</p>
③システムの名称	1. 臨時特別給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)臨時特別給付金支給管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1の101の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第8号および別表第2の121の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 福祉部 社会福祉課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6135

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月16日	I-1-②	(事務の概要)に追加	令和4年度実施	事後	
令和4年10月28日	I-1-②	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。(令和4年度実施分)	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 国の施策である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象とされていない世帯の内、支給対象世帯と同様にコロナ禍における原油価格や物価高騰に伴う生活困難に直面している「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、市独自の応援金として1世帯当たり10万円を給付する。</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(価格高騰緊急支援給付金)として、1世帯あたり5万円を給付する。</p>	事後	
令和4年10月28日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1の100の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第73条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項および別表第1の101の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 3. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	
令和4年10月28日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和4年10月28日	II-1 いつの時点の計数か	令和4年7月27日時点	令和4年9月30日時点	事後	
令和5年5月26日	I-1-②	(事務の概要)に追加	令和4年度実施	事前	
令和5年5月26日	I-1-②	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 国の施策である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象とされていない世帯の内、支給対象世帯と同様にコロナ禍における原油価格や物価高騰に伴う生活困難に直面している「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、市独自の応援金として1世帯当たり10万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(価格高騰緊急支援給付金)として、1世帯あたり5万円を給付する。</p>	<p>【住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する事務】 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【住民税均等割のみ課税世帯に生活応援金を支給する事務】 国の施策である「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給対象とされていない世帯の内、支給対象世帯と同様にコロナ禍における原油価格や物価高騰に伴う生活困難に直面している「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、市独自の応援金として1世帯当たり10万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する事務】 電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」(価格高騰緊急支援給付金)として、1世帯あたり5万円を給付する。(令和4年度実施分)</p> <p>【物価高騰対策臨時給付金を支給する事務】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者の中においても、とりわけ物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るため、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給する。</p>	事前	
令和5年5月26日	II-1 いつの時点の計数か	令和4年9月30日時点	令和5年6月1日時点	事前	
令和6年2月13日	I-1-②	(事務の概要)に追加	<p>【物価高騰対策臨時給付金(追加分・住民税非課税世帯分)を支給する事務】 エネルギー・食料品価格等の物価高騰克服に向け、引き続き低所得世帯への臨時的な支援策として、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円を支給する。【物価高騰対策臨時給付金を支給する事務】</p>	事後	
令和6年2月13日	II-1 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月13日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	